

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

- 第47条の5 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する学校（以下この条において「指定学校」という。）の運営に関して協議する機関として、当該指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができる。
- 2 学校運営協議会の委員は、当該指定学校の所在する地域の住民、当該指定学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他教育委員会が必要と認める者について、教育委員会が任命する。
 - 3 指定学校の校長は、当該指定学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該指定学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。
 - 4 学校運営協議会は、当該指定学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。
 - 5 学校運営協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第55条第1項、第58条第1項又は第61条第1項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。
 - 6 指定学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。
 - 7 教育委員会は、学校運営協議会の運営が著しく適正を欠くことにより、当該指定学校の運営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、その指定を取り消さなければならない。
 - 8 指定学校の指定及び指定の取消しの手続、指定の期間、学校運営協議会の委員の任免の手続及び任期、学校運営協議会の議事の手続その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

(目的)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 47 条の 5 に規定する学校運営協議会(以下「協議会」という。)について、必要な事項を定める。

(趣旨)

第 2 条 協議会は、学校運営に関して川崎市教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民の学校運営への参画の促進や連携強化を進めることにより、学校と保護者、地域住民等と信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

(指定)

第 3 条 教育委員会は、前条の趣旨が達成できると認める場合には、協議会を置く学校を指定することができる。

- 2 教育委員会は、前項の指定を行おうとするときは、指定しようとする学校の校長、保護者及び地域住民の意向を踏まえ、前項の指定を行うものとする。
- 3 指定の期間は指定の日の属する年度の翌々年度の末日までとし、再指定することができる。

(所掌事項)

第 4 条 第 3 条第 1 項の指定を受けた学校(以下「指定学校」という。)の校長は、次の各号に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育課程の編成に関すること。
 - (2) 学校運営計画に関すること。
 - (3) 組織編成に関すること。
 - (4) 学校予算の編成及び執行に関すること。
 - (5) 施設管理及び施設設備等の整備に関すること。
- 2 指定学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(意見の申し出)

第 5 条 協議会は、当該指定学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

- 2 協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について教育委員会に対して意見を述べるができる。

(委員の任命)

第 6 条 協議会の委員は次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
 - (2) 地域住民
 - (3) 当該指定学校の校長
 - (4) 当該指定学校の教職員
 - (5) 学識経験者
 - (6) その他、教育委員会が適当と認める者
- 2 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。
 - 3 委員は、特別職の地方公務員の身分を有する。

(守秘義務等)

第 7 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) その他、協議会及び指定学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(任期)

第 8 条 委員の任期は任命の日の属する年度の翌々年度の末日までとし、再任を妨げない。

2 第 6 条第 2 項により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、指定学校の指定の期間が満了したとき又はその指定が取り消されたときは、委員はその身分を失う。

(報酬)

第 9 条 委員の報酬は、別に定める。

(会長及び副会長)

第 10 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。ただし、当該指定学校の校長及び教職員は会長となることができない。

2 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 11 条 協議会の会議は、会長が招集し、議事をつかさどる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 議決事項について、利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。

(会議の公開)

第 12 条 協議会の会議は、次に掲げる場合を除き公開する。

(1) 当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について審議する場合。

(2) その他、特別の事情により、協議会が必要と認めた場合。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修)

第 13 条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、並びに委員の役割及び責任等について、正しい理解を得るため必要な研修等を行うものとする。

(指導及び助言)

第 14 条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び当該指定学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行えるよう、必要な情報提供に努めなければならない。

(指定の取消し)

第 15 条 教育委員会は、前条による指導及び助言にもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、学校の指定を取り消さなければならない。

(1) 協議会としての活動の実態がないと認められる場合。

(2) 協議会としての合意形成が行えないと認められる場合。

(3) その他、学校の運営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合。

2 指定の取消しに当たっては、教育委員会は事前に校長と連携して協議会に対し必要な指導、助言を行い運営改善に努めなければならない。

3 教育委員会は、学校の指定を取り消す場合には、取消事由を明示した書面を交付しなければならない。

(委員の解任)

第 16 条 教育委員会は、本人から辞任の申し出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

(1) 第 7 条の義務に違反したとき。

(2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。

(3) その他、解任に相当する事由が認められるとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められるときには、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

(運営に関する評価と情報提供)

第17条 協議会は、学校の運営状況等について毎年度1回以上の評価を行うものとする。

- 2 協議会は、保護者、地域住民等に対して、積極的に活動状況を公開するなど情報提供に努めなければならない。

(運営等)

第18条 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則並びにその設置目的に反しない範囲において、運営に必要な事項を定めることができる。

(児童又は生徒の意見の聴取)

第19条 協議会は、必要と認めるときは当該指定学校の児童又は生徒の意見を聴取することができる。この場合において、当該児童又は生徒の発達段階に応じ、必要な配慮をしなければならない。

(委任)

第20条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日より施行する。

附 則

この規則は、平成22年12月1日より施行する。

川崎市学校運営協議会運営要綱

(目的)

第1条

この要綱は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5の規定に基づき設置される学校運営協議会の運営等に関し、川崎市学校運営協議会規則（平成18年度川崎市教育委員会規則第2号以下「学校運営協議会規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(学校運営協議会の責務)

第2条

学校運営協議会は、制度の導入の趣旨を踏まえ、保護者、地域住民、児童及び生徒等の意見、要望等を把握し、学校運営の改善に反映するように努めなければならない。

(指定の準備)

第3条

学校運営協議会の設置にかかわり、指定を受けようとする学校（以下「当該校」という。）の校長は、地域、PTAから広く意見を聴取するよう努めなければならない。

2 当該校の校長は、意見を聴取するため、学校運営協議会設置準備会（以下「準備会」という。）を設置する。

3 準備会は学校運営協議会規則をもとに当該校校長が主宰し、組織、委員等は各校で別に定める。

(指定)

第4条

当該校の校長は学校運営協議会の設置を川崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）へ様式1に別紙理由書（様式自由）を添付し、申し出ることができる。また、すでに学校運営協議会を設置し、再度指定を受けようとする学校の校長も同様の手続きにより申し出ることができる。

2 教育委員会は、前項の申し出を受けたときは、必要に応じ内容の照会を行い、指定の可否を60日以内に当該校の校長に回答するものとする。

(委員の任命)

第5条

当該校の校長を除き、学校運営協議会委員の選出については次に掲げる者の中から、書類審査、面接、又は当該校からの聴き取りによって教育委員会が審査を行い任命する。

(1) 当該校の近隣に所在する地域住民及び保護者については、学校運営協議会又は準備会の推薦を受けた者。

(2) 当該校と関係を有する者については、学校運営協議会又は準備会の推薦

を受けた者。

(3) 学識経験者については当該校の校長の推薦を受けた者。

(4) その他教育委員会が必要と認めた者。

2 学校運営協議会委員候補者については、学校運営協議会設置の申請時に様式2により委員候補の一覧と承諾書を添付することとする。

3 学校運営協議会の委員の人数については16名以内とする。ただし、学識経験者については2名以下とする。

4 教育委員会関係者は、いかなる立場であっても学校運営協議会委員になることはできない。

5 学校運営協議会に顧問、協力委員等協力者をおくことができる。

(委員の報酬)

第6条

学校運営協議会委員の報酬は、学校運営協議会規則第6条第1項第1号、第2号、第6号で定められている委員については日額3,000円、同項第5号で定められている委員については日額5,000円とする。

(意見の申し出)

第7条

学校運営協議会規則第5条の規定による教育委員会に対する意見の申し出は様式3により行うものとする。

2 教育委員会は必要に応じ内容の照会を行い、60日以内に様式4により回答する。

3 学校運営協議会はその回答が不十分であると捉えることができる場合、教育委員会へ直接意見を述べることができる。

(議事の提示)

第8条

学校運営協議会会長は学校運営協議会の開催を2週間前までにホームページ、配布物等で公示し、1週間前までに議案を示すものとするが、緊急の場合はこの限りではない。

(会議録)

第9条

学校運営協議会は、議事の内容を記録し、公開しなければならない。ただし、任用についてはこの限りでない。

2 会議録は、5年間保存することとする。

(指定の取り消し)

第10条

学校運営協議会規則第15条の規定による指定の取り消しは様式5により行うものとする。

2 学校運営協議会は指定の取り消し理由が不十分であると捉えることができる場合、教育委員会へ直接意見を述べることができる。

(委員の解任)

第11条

学校運営協議会規則第16条の規定による委員の解任は、様式6により行うものとする。

2 学校運営協議会委員は、解任の取り消し理由が不十分であると捉えた場合、教育委員会へ直接意見を述べることができる。

(委任)

第12条

この要綱に定めるものの他、学校運営協議会の運営に関して必要な事項は教育委員会が別に定める規則等によるほか、学校運営協議会と教育委員会が協議を行い、決定する。

(委員旅費)

第13条

学校運営協議会委員の旅費等級は、川崎市旅費支給条例第12条及び平成19年4月2日付け18川総労第737号の旅費等級決定指針に基づき、教職員以外の川崎市学校運営協議会にかかる業務を行うものについては4等級とする。

附則 この要綱は、平成18年11月27日から施行する。

この要綱は、平成20年10月24日から施行する。

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。